

福井県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）（案）に関する
県民パブリックコメント意見の概要と県の考え方

【計画全体について】（2件）

No	意見の概要	県の考え方
1	<p>第二種特定鳥獣とはどういった動物（鳥獣）を指す言葉なのか教えてほしい。</p>	<p>平成 27 年 5 月 29 日に、それまでの「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が、増えすぎた鳥獣についての個体群管理を明確にした「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下、「鳥獣保護管理法」という。）に改正されました。</p> <p>鳥獣保護管理法では、「その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣」を第二種特定鳥獣とし、都道府県知事は、個体数や生息範囲を適正な水準まで減少させることを目標とした第二種特定鳥獣管理計画を定めることができるとしています。</p>
2	<p>計画の実施によりサルによる被害が減ることを期待している。市町ごとに毎年、地域実施計画を定めるといことなので、計画の実効性を上げてほしい。</p>	<p>管理計画に基づいて市町が策定する地域実施計画では、群れごとに被害対策、捕獲、生息環境整備などの管理方針を定めることとされています。</p> <p>市町が主体となって地域実施計画に基づいた群れの管理を適正に行えるよう、市町、地域住民、専門家、関係団体等と連携して必要な対策を進めていきます。</p>

【目標について】（1件）

No	意見の概要	県の考え方
3	<p>加害レベルが4の群れも、3の群れと同様に「半減」を目標とするのはいかなものか。人身に被害を及ぼすレベルの群れは、人間が恐怖の対象でないことを群れとして学習している可能性があり、全頭捕獲を目標とすべきと考える。</p>	<p>市町が作成する地域実施計画に基づいて行う対策では、防除、追い払い、加害個体に対する有害鳥獣捕獲、群れの一部を対象とした部分捕獲を経て、それでもなお被害が軽減できない場合に、群れの全頭捕獲を行うことができるとしています。現在加害レベルが4の群れであっても、全頭捕獲の前に加害レベルが2以下に低下する可能性もあるため、当初から全頭捕獲を実施すべきではないと考えています。</p>

【外来種について】（1件）

4	<p>外来種と認められる個体を除去する理由が書かれていないのは問題だと思う。「ニホンザルの遺伝子を保護するため」などの理由を明記するべきではないか。また、除去対象がはっきりわからない。本文をそのまま受けとると、「アカゲザル、タイワンザルおよびその種類の外来種個体を除去」と読めるが、発見が遅れた場合は混血の個体が多く存在すると思われる。「タイワンザル等」の「等」が混血個体も含むという意味であるならばそのように明記すべきだと思う。</p>	<p>現在、外来種のアカゲザルとタイワンザルは「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、特定外来生物に指定されています。生態系に被害を及ぼす特定外来生物は必要に応じて防除を行う必要があるとされており、管理計画の有無に関わらず、それらが発見された場合には、速やかに当該個体を捕獲し除去する必要があります。アカゲザルまたはタイワンザルとニホンザルの交雑個体についても、特定外来生物に指定されており、防除の対象となります。なお、御意見は、管理計画の標記では疑義を生じるとの御指摘ですので、誤解のない表記となるよう修正を検討します。</p>
---	---	---

【捕獲者の育成について】（1件）

5	<p>実際の捕獲をする人材（狩猟者等）の育成を進めるべきだと思う。あわせて、捕獲の際の事故対策も講じるべきだと思う。</p>	<p>適切な効果のある対策が進められるよう、今後捕獲を行うための講習会等を実施することで、技術や安全管理に関する必要な知識の普及に努めていきます。</p>
---	--	---